

【重要】8月1日からの保険証に関する大切なお知らせ

厚生労働省からの通知に基づき、2026年8月1日より従来の健康保険証が医療機関や薬局で完全に利用できなくなります。

8月1日以降の受診時は、必ず「マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）」または「資格確認書」をご提示ください。

受診時にマイナ保険証もしくは資格確認書の提示がない場合には、従来の健康保険証をお忘れになった場合と同様の対応が基本となり、窓口にて「10割負担（全額自己負担）」での支払いが生じることとなります。

※従来の健康保険証をお持ちいただいても、8月1日以降は切り替えの暫定対応が終了するため、3割等の負担割合での対応ができませんのでご注意ください。

安心して受診しせていただけるよう、ご来院の際はあらかじめマイナ保険証または資格確認書をご用意のうえ、受付へご提示いただけますようご理解とご協力をお願い申し上げます。

病 院 長